

かつしか 区議会だより

第1回定例会

| | | |
|----|---------------|---|
| 2月 | 16日 | 本会議（議案の付託等） 予算審査特別委員会 |
| | 19・20・22日 | 常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務） |
| | 23日 | 議会運営委員会 |
| | 26日 | 本会議（代表質問・一般質問） 議会運営委員会理事会 |
| | 27日 | 本会議（一般質問、議案の議決等） |
| 3月 | 2・5 ～8・12日 | 予算審査特別委員会 |
| | 13～16日 | 常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務） |
| | 19・22・23日 | 特別委員会（地域活性化対策、危機管理 対策、都市基盤整備） |
| | 27日 | 議会運営委員会 |
| | 28日 | 本会議（議案の付託・議決等） 常任委員会（総務、保健福祉） 議会運営委員会 |

主な内容 2・3面…代表質問 3・4面…一般質問 5～7面…予算特集 8面…可決された議案ほか

No.236 平成30年（2018年）4月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543

平成30年度予算が成立

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書などを可決

今回の定例会では、区長の長提出議案など37件と、バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書など、9名の議員から一般質問が行われました。また、平成30年度葛飾区一般会計予算をはじめとする区



中川の桜づつみ

可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書3件を可決し、関係機関に送付しました。

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

国会及び政府に対し、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう、また、その際には次について措置するよう強く求める。

- ①地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
- ②公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取り組みを計画的に進める仕組みについて検討すること。
- ③バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障害者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めることにも、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
- ④バリアフリー法改正後速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書

政府に対し、国土交通省が取りまとめた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」が、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、次の事項について取り組むことを強く求める。

- ①河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- ②「中小河川緊急治水対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体により柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。

所有者不明の土地利用を求める意見書

所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要する現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築すべきである。よって、政府に対し、次の事項について取り組むことを強く求める。

- ①所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
- ②土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
- ③合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
- ④所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。
- ⑤収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

政治家の寄附は、禁止されています。また、暑中見舞等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く。）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。